

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱  
の一部を改正する告示

第1条 我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱（平成元年告示第156号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 保育士等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士及び同法第45条第2項の規定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）附則（平成10年4月9日厚生省令第51号）第2項によって保育士とみなされる保健師、看護師又は<b>准看護師</b>並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園において教育及び保育に従事する者をいう。</p> <p>(補助事業の名称等)</p> <p>第3条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおり</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 保育士等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士及び同法第45条第2項の規定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）附則（平成10年4月9日厚生省令第51号）第2項によって保育士とみなされる保健師、看護師又は<b>准看護師</b>並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園において教育及び保育に従事する者をいう。</p> <p>(補助事業の名称等)</p> <p>第3条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおり</p>

とし、その範囲及び交付基準額は、別表に定めるところによる。

(1)から(13)まで 略

**(14) 保育士等処遇改善臨時特例補助事業**

とし、その範囲及び交付基準額は、別表に定めるところによる。

(1)から(13)まで 略

別表2の項中「改善と」を「改善及び」に、「16.5月」を「16.45月」に、同表4の項中「第45条」を「第45条第1項」に改め、同表に次のように加え、同表備考中「我孫子市保育園管理規則」を「我孫子市立保育園管理規則」に、「看護師等設置費補助事業」を「看護師等設置費補助事業(2)健康管理型」に改める。

14	新型 コロ ナウ イル ス感 染症 及び 少子 高齢 化へ の対 応が 重 る最 前線 にお いて 働く 保育 士・	<p>(1) 賃金改善部分 補助基準額×年齢別平均利用 児童数(見込)×事業実施月数</p> <p>(2) 国家公務員給与改定対応部分 補助基準額× 年齢別平均利用児童数(見込)×事業実施月数</p> <p>補助基準額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設 区分</th> <th>定員区 分</th> <th>年齢区分</th> <th>賃金改 善部分</th> <th>国家公 務員給 与改定 対応部 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">保 育 所</td> <td rowspan="4">20人</td> <td>4歳以上児</td> <td>4,240円</td> <td>1,010円</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>4,670円</td> <td>1,130円</td> </tr> <tr> <td>1、2歳児</td> <td>6,070円</td> <td>1,490円</td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td>8,350円</td> <td>2,210円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">21人か ら30人 まで</td> <td>4歳以上児</td> <td>2,980円</td> <td>640円</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>3,410円</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>1、2歳児</td> <td>4,800円</td> <td>1,240円</td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td>7,080円</td> <td>1,960円</td> </tr> </tbody> </table>	施設 区分	定員区 分	年齢区分	賃金改 善部分	国家公 務員給 与改定 対応部 分	保 育 所	20人	4歳以上児	4,240円	1,010円	3歳児	4,670円	1,130円	1、2歳児	6,070円	1,490円	乳児	8,350円	2,210円		21人か ら30人 まで	4歳以上児	2,980円	640円	3歳児	3,410円	750円	1、2歳児	4,800円	1,240円	乳児	7,080円	1,960円	<p>補助対象 期間は、 (1)賃 金改善部 分は令和 4年2月 分から9 月分まで、(2) 国家公務 員給与改 定対応部 分は令和 4年4月 分から9 月分まで とする。</p>
			施設 区分	定員区 分	年齢区分	賃金改 善部分	国家公 務員給 与改定 対応部 分																													
			保 育 所	20人	4歳以上児	4,240円	1,010円																													
					3歳児	4,670円	1,130円																													
					1、2歳児	6,070円	1,490円																													
					乳児	8,350円	2,210円																													
				21人か ら30人 まで	4歳以上児	2,980円	640円																													
					3歳児	3,410円	750円																													
					1、2歳児	4,800円	1,240円																													
					乳児	7,080円	1,960円																													

幼稚園教諭等の処遇改善に要する経費	31人から40人まで	4歳以上児	2,300円	620円
		3歳児	2,730円	740円
		1、2歳児	4,130円	1,000円
		乳児	6,410円	1,720円
	41人から50人まで	4歳以上児	2,200円	490円
		3歳児	2,630円	600円
		1、2歳児	4,020円	970円
		乳児	6,300円	1,690円
	51人から60人まで	4歳以上児	1,910円	530円
		3歳児	2,340円	640円
		1、2歳児	3,730円	920円
		乳児	6,010円	1,640円
	61人から70人まで	4歳以上児	1,700円	390円
		3歳児	2,130円	500円
		1、2歳児	3,520円	870円
		乳児	5,800円	1,580円
	71人から80人まで	4歳以上児	1,540円	450円
		3歳児	1,970円	570円
		1、2歳児	3,370円	840円
		乳児	5,650円	1,560円
	81人から90人まで	4歳以上児	1,420円	360円
		3歳児	1,850円	470円
		1、2歳児	3,250円	940円
		乳児	5,530円	1,680円
	91人から100人まで	4歳以上児	1,290円	270円
		3歳児	1,720円	380円
		1、2歳児	3,110円	870円
		乳児	5,390円	1,580円
101人	4歳以上児	1,210円	250円	

			か	ら	3歳児	1,640円	360円	
			110人		1、2歳児	3,040円	730円	
			まで		乳児	5,320円	1,450円	
			111人		4歳以上児	1,150円	260円	
			か	ら	3歳児	1,580円	370円	
			120人		1、2歳児	2,970円	720円	
			まで		乳児	5,250円	1,440円	
		認定 こども園 (教育標準時間)	15人	ま	4歳以上児	4,280円	1,050円	
			で		3歳児	4,660円	1,060円	
					満3歳児	5,260円	1,250円	
				16人	か	4歳以上児	2,580円	520円
				ら	25人	3歳児	2,960円	650円
				まで		満3歳児	3,560円	840円
				26人	か	4歳以上児	1,910円	410円
				ら	35人	3歳児	2,290円	660円
				まで		満3歳児	2,890円	850円
				36人	か	4歳以上児	1,520円	370円
				ら	45人	3歳児	1,900円	500円
				まで		満3歳児	2,510円	690円
				46人	か	4歳以上児	1,240円	310円
				ら	60人	3歳児	1,620円	440円
				まで		満3歳児	2,230円	630円
				61人	か	4歳以上児	1,090円	380円
				ら	75人	3歳児	1,460円	390円
				まで		満3歳児	2,070円	590円
				76人	か	4歳以上児	980円	240円
				ら	90人	3歳児	1,360円	490円
				まで		満3歳児	1,960円	680円
			91人	か	4歳以上児	1,030円	240円	

				ら 105 人まで	3 歳児	1,410円	370円		
					満 3 歳児	2,010円	560円		
				106 人 か ら	4 歳以上児	960円	230円		
					3 歳児	1,340円	360円		
				120 人 ま で	満 3 歳児	1,940円	550円		
					4 歳以上児	920円	220円		
				121 人 か ら	3 歳児	1,300円	350円		
					満 3 歳児	1,900円	540円		
				135 人 ま で	4 歳以上児	870円	200円		
					3 歳児	1,250円	330円		
				136 人 か ら	満 3 歳児	1,860円	520円		
					4 歳以上児	800円	200円		
				150 人 ま で	3 歳児	1,180円	330円		
					満 3 歳児	1,790円	530円		
				151 人 か ら	4 歳以上児	4,020円	1,090円		
					3 歳児	4,440円	1,200円		
				認定 こ ど も 園 (保 育認 定)	11人か ら20人 ま で	1、2 歳児	5,840円	1,520円	
						乳児	8,120円	2,240円	
						21人か ら30人 ま で	4 歳以上児	2,830円	810円
						3 歳児	3,250円	930円	
31人か ら40人 ま で		1、2 歳児	4,650円	1,140円					
		乳児	6,930円	1,860円					
		4 歳以上児	2,190円	590円					
		3 歳児	2,610円	710円					
		1、2 歳児	4,010円	1,040円					

				乳児	6,290円	1,760円
41人か ら50人 まで				4歳以上児	2,080円	630円
				3歳児	2,500円	730円
				1、2歳児	3,900円	900円
				乳児	6,180円	1,570円
51人か ら60人 まで				4歳以上児	1,800円	490円
				3歳児	2,230円	610円
				1、2歳児	3,630円	910円
				乳児	5,910円	1,630円
61人か ら70人 まで				4歳以上児	1,610円	450円
				3歳児	2,030円	560円
				1、2歳児	3,430円	860円
				乳児	5,710円	1,580円
71人か ら80人 まで				4歳以上児	1,470円	390円
				3歳児	1,890円	500円
				1、2歳児	3,290円	940円
				乳児	5,570円	1,650円
81人か ら90人 まで				4歳以上児	1,350円	370円
				3歳児	1,780円	480円
				1、2歳児	3,180円	830円
				乳児	5,460円	1,550円
91人か ら100 人まで				4歳以上児	1,230円	430円
				3歳児	1,650円	540円
				1、2歳児	3,050円	760円
				乳児	5,330円	1,470円
101人 か ら 110人 まで				4歳以上児	1,160円	390円
				3歳児	1,580円	500円
				1、2歳児	2,980円	740円
				乳児	5,260円	1,450円

		小規模保育事業	13人から19人まで	1、2歳児	5,170円	1,150円	
				乳児	7,430円	1,720円	

様式第2号中

「

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る事業	安全対策事業						
	延長保育事業						

」を

「

新型コロナウイルス感染症対策支援事業	安全対策事業						
	延長保育事業						
保育士等処遇改善臨時特例補助事業							

」に

改める。

様式第10号及び様式第11号中

「

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る事業	安全対策事業						
	延長保育事業						

」を

「

新型コロナウイルス感染症対策支援事業	安全対策事業								
	延長保育事業								
保育士等処遇改善臨時特例補助事業									

」に

改める。

第2条 我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

別表11の項中

「

保健師 1,440円×7.75時間×20日×12月×配置月数／12月	この補助は、園児の健康管理のために看護等関連業務を実施する職員の配置に係る費用を補助するものであることから、本補助の対象となった職員を保育士定数の算定において保育士等とみなすことはできない。
看護師 1,430円×7.75時間×20日×12月×配置月数／12月	
准看護師 1,210円×7.75時間×20日×12月×配置月数／12月	

」を



「

<p>(1) 体調不良児対応型</p> <p>ア 基本分 1か所当たり年額 4,499,000円</p> <p>ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、2,249,000円を限度とする。</p> <p>イ 加算分</p> <p>(ア) 送迎対応を行う看護師等雇 上費 1か所当たり年額 5,400,000円</p> <p>(イ) 送迎経費 1か所当たり年 額3,634,000円</p> <p>(ウ) 研修参加費用 職員1人当 たり年額10,000円</p> <p>ウ 改善分 1か所当たり年額 4,499,000円</p> <p>ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、2,249,000円</p>	<p>(1) 体調不良児対応型は、病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙「病児保育事業実施要綱」に定める病児保育事業のうち体調不良児対応型を行う事業者を対象とし、ア基本分は、平成27年度以後に新規開設し、看護師等を2人以上配置して実施する施設である場合に、ウ改善分は、平成27年度以後</p>
--	---

<p>(2) 健康管理型</p> <p>ア 保健師 1, 440円×7.75 時間×20日×12月×配置月数/ 12月</p> <p>イ 看護師 1, 430円×7.75 時間×20日×12月×配置月数/ 12月</p> <p>ウ 准看護師 1, 210円×7.75 時間×20日×12月×配置月数/ 12月</p>	<p>に新規開設し、看護師等を1人配置して実施する施設である場合に交付する。</p> <p>(2) 健康管理型は、園児の健康管理のために看護等関連業務を実施する職員の配置に係る費用を補助するものであることから、この補助の対象となった職員を保育士定数の算定において保育士等とみなすことはできない。また、体調不良児対応型の対象となった者をこの補助の対象とすることはできない。</p>
--	---

」に、

同表12の項中

「

システムの導入に要する経費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、並びに備品購入費に限る。

」を

「

補助対象施設は、保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業所とする。

(1) システムの導入に要する経費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費並びに備品購入費に限る。

」に改める。

様式第2号中

「

看護師等設置費補助事業	
-------------	--

」を

「

看護師等設置費補助事業	体調不良児対応型
	健康管理型

」に改める。

様式第8号中

「

施設名： \_\_\_\_\_

対象月	配置（見込） の有無 ①	職種 ②	支出 （見込）額 ③	備考 ④
-----	--------------------	---------	------------------	---------

」を

「

施設名： \_\_\_\_\_

## 体調不良児対応型の対象事業

(※ 1 から 4 までの全てに該当する場合のみ記入してください。)

事業要件	対象事業の実施状況
1 実施場所 保育所又は医務室が設けられている認定こども園、小規模保育事業所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること。	※主な場所を記入
2 職員の配置 看護師等を1人以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1人に対して2人程度とすること。	※配置できるか否かを記入
3 この事業を担当する看護師等は、実施保育所等における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。	※主な対応を記入
4 この事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭、妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的実施すること。	※主な支援を記入

## 配置状況

対象月	配置（見込） の有無 ①	職種 ②	支出 （見込）額 ③	備考 ④

」に

改める。

様式第10号及び様式第11号中

「

看護師等設置費補助事業	
-------------	--

」を

「

看護師等設置費補助事業	体調不良児対応型
	健康管理型

」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱の規定は令和3年度分の予算に係る補助金から、第2条の規定による改正後の我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱の規定は令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。